6月3日から

住民票・印鑑証明書がコンビニで取得できるようになります！

■問合せ　住民課☎029-885-0340（内）108

６月３日（月）から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑証明書を取得できるサービスを実施します。マルチコピー機のタッチパネルの案内画面を見ながら操作し、早朝や夜間、土日祝日でも証明書の取得ができるようになります。

■**利用できる人**　村に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方※暗証番号（４桁の数字）が必要です。

■**取得できる証明書**
・住民票の写し（世帯全員、世帯の一部）・印鑑登録証明書（印鑑登録している方）
※コンビニ交付では印鑑登録証は不要ですが、窓口では印鑑登録証が必要です。

■**手数料**　１通300円

■**利用時間**　毎日午前６時30分～午後11時（12月29日～１月３日、メンテナンス時を除く）

■**利用できる店舗**　全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなど
※コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機を設置している店舗に限ります。

コンビニ交付の利用方法

①マルチコピー機の画面に表示されている『行政サービス』から『証明書交付サービス』を選択します。

▼

②マルチコピー機の読取り機に、マイナンバーカードを置いて『お住まいの市区町村の証明』を選択し、暗証番号（４桁の数字）を入力します。

▼

③希望する証明書や部数を選択し、手数料を入金します。

▶

④証明書が印刷されます。

◎注意事項

・マイナンバーや住民票コードが記載された住民票は発行できません。必要な場合には、住民課窓口までお越しください。

・発行される証明書が複数枚にわたる場合、ホチキス留めはされません。取り忘れのないようご注意ください。

コンビニ交付のQ＆A

Q１．利用者証明用電子証明書って何？
A１．４桁の暗証番号を入力することで、ログインした人が利用者本人であることを証明するものです。

Q２．暗証番号を忘れてしまった！ロックされてしまった！
A２．暗証番号の再設定が必要です。ご本人がマイナンバーカードを持参して住民課までお越しください。

Q３．間違って発行してしまったら交換できる？
A３．一度取得した証明書の交換や返金はできませんのでご注意ください。

Q４．コンビニ交付は安全なの？
A４．専用のネットワーク回線と通信内容の暗号化により個人情報漏えいを防ぎます。証明書を取得した後のデータは発行後に完全に消去されます。